

## 福島銀行「いつでもどこでも支店」総合口座定期預金規定

### 1. 「いつでもどこでも支店」取引規定等

「いつでもどこでも支店」総合口座定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の「いつでもどこでも支店」取引規定および別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

### 2. 預金の取引

この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づき取引します。また、この預金の証書・通帳は発行しません。定期預金の預入日は定期預金預入受付日（受付日が銀行休業日の場合は翌営業日）とします。定期預金の適用金利は、定期預入日における当行が定める金利とします。

### 3. 取扱店の範囲

この預金は、当店を含む当行本支店の窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。また、当行の現金自動預入払出兼用機(ATM)で預入れを行うことはできません。

### 4. 預金の種類

お客さまが取引を行うことができる預金の種類は、スーパー定期とし、総合口座として取扱います。

### 5. 預入れの最低・最高金額

スーパー定期の預入額は1口10,000円以上とします。

### 6. 自動継続

(1) この預金は満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、満期日に自動的に解約し、元金は当店普通預金に入金するものとします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 7. 利息

(1) 預入期間が1年の場合、この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数および約定利率（継続後の預金については第6条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当店普通預金へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたとき、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満約定利率×50%

### 8. 預金の解約

(1) この預金の解約は、満期日の2営業日前までに定期預金自動解約への変更を受付けた場合に、満期日に定期預金を自動解約し解約元金を当店普通預金に入金することで行います。ただし、満期日が銀行休業日の場合は翌営業日に入金します。

(2) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。ただし、当行がお客様からの解約請求に応じる場合には、事前に電話連絡を受けて取扱います。また、当行所定の本人確認をさせていただきます。その場合、その利息、元金は福島銀行「いつでもどこでも支店」総合口座普通預金に入金する方法により支払います。

## 9. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以 上  
(2023年6月1日現在)